

就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進について

事業の概要

- 社会福祉法人、消費生活協同組合、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。対象者の状態等に応じた就労の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組み。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇、優先発注、研修によるノウハウの提供等を総合的に実施。

支援のイメージ

自立相談支援機関による課題の評価・分析(アセスメント)、行政による支援決定

就労訓練事業

一般就労

支援付雇用型

非雇用型

- ・訓練計画に基づく就労訓練
- ・事業主の指揮監督を受けない軽作業等
- ・就労支援担当者による就労支援・指導等

- ・雇用契約に基づく就労
- ・比較的軽易な作業を想定
- ・就労支援担当者による就労支援・指導等
- ・就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

- ・雇用契約に基づく就労
- ・必要に応じ、相談支援事業等によるフォローアップを実施

(課題の評価・分析(アセスメント)は約6ヶ月ごとに実施)

期待される効果

- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

就労訓練事業の認定について

- 就労訓練事業を行う者は、法第10条の規定に基づき、当該就労訓練事業が、生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準(認定基準)に適合していることについて、都道府県知事等(※)の認定を受けることができる。
※ 就労訓練事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事、指定都市・中核市の長。
- この認定制度は、就労訓練事業に関して、支援に必要な体制が整備されていること等を確認するものであり、労働基準法等関係法令の遵守とあいまって、就労訓練事業が適切に実施されることを確保。

【認定基準】

1 就労訓練事業者に関する要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- (3) 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- (4) 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 生活困窮者自立支援法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ② 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(暴力団員等)がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
 - ④ 破壊活動防止法に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
 - ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
 - ⑥ 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ⑦ 破産者で復権を得ない者
 - ⑧ 役員のうちに①から⑦までのいずれかに該当する者がある者
 - ⑨ 上記のほか、その行った就労訓練事業(過去5年以内に行ったものに限る。)に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者